飯塚市告示第318号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の11、並びに介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第131条の14の規定により、指定地域密着型サービス事業者の届出については、次のとおり告示する。

令和8年11月24日

飯塚市長　　武　井　政　一

記

1　事　業　者　の　名　称	特定非営利活動法人ピーサス
2　事　業　所　の　名　称	デイサービスセンター　楽めい舎
3　事業所の所在地	福岡県飯塚市津島565番地1
4　廃　止　年　月　日	令和8年10月31日
5　サービスの種類	地域密着型通所介護